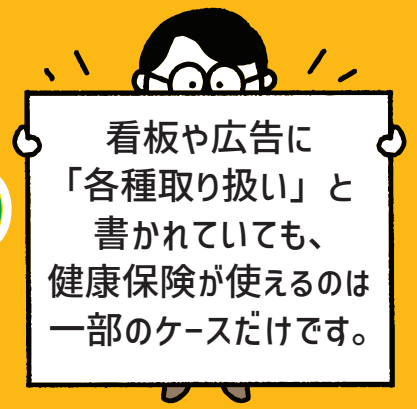




ご存じですか？ 整骨院・接骨院の 正しいかかり方



看板や広告に
「各種取り扱い」と
書かれていても、
健康保険が使えるのは
一部のケースだけです。

【健康保険が使える場合】

• 捻挫・打撲

転んだ、ひねった、ぶつけたなど、ケガした原因がはっきりと分かる痛み

• 挫傷（肉離れ等）

• 骨折・脱臼

応急手当のみ認められます。
応急手当後も引き続き施術を受ける場合は医師の同意が必要です。



【健康保険が使えない場合】

- 日常生活での肩こり・筋肉疲労・体調不良
- 脳疾患後遺症・神経痛・リウマチ・ヘルニアなど慢性の病気
- 予防や慰安目的のマッサージ
- 内科的原因による症状
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 保険医療機関（病院や診療所など）で同じ負傷等で治療中のとき



整骨院・接骨院に正しくかかるために大切なこと



ケガの原因を正しく伝える

いつ、どこで、何をして、どんな症状があるかなどケガの原因を正しく伝えましょう。ケガ以外や労災保険（通勤途中・勤務中のケガ）の場合は、健康保険が使えません。また、交通事故等による第三者行為の場合は、保険者に連絡してください。



自分で署名する

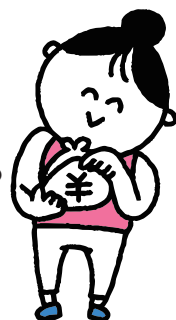
よく確認せずに署名をすることは、間違いにつながるおそれがあります。ご自身が受けた施術内容と「療養費支給申請書」の下記の内容に間違いがないかを確認してから「委任」欄に自分で署名（サイン）又は、ぼ印をしましょう。

- ・ 支払った金額と合っているか
- ・ 施術日数は合っているか
（ひと月の整骨院・接骨院に行かれた日数）
- ・ ケガをした箇所・理由は正しいか



領収証を必ずもらう

医療費通知と金額や内容に間違いがないか確認をお願いします。医療費控除の申請に領収証が必要となります。



施術が長期間かかる場合は 医師の診察を受ける

長期にわたって症状が改善しない場合、内科的要因も考えられますので、早めに医師の診察を受けることをお勧めします。

